



事 務 連 絡
平成 2 4 年 5 月 1 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」（平成 2 4 年 4 月 1 7 日付保医
発 0 4 1 7 第 2 号）をお送りしたところですが、下記のとおり誤記がございましたので
差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所 1

通知件名「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」を「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」に改める。

訂正箇所 2

2 の次に、以下を追加する。

- 3 別添 3 <調剤技術料> 区分 0 1 調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第2部第2節第1款C108（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 3 別添3＜調剤技術料＞区分01調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後		現行
別添1	医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料		第2章 特掲診療料
第2部 在宅医療		第2部 在宅医療
第2節 在宅療養指導管理料		第2節 在宅療養指導管理料
第1款 在宅療養指導管理料		第1款 在宅療養指導管理料
C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料		C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料
(1) 略		(1) 略
(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズを注射又は携帯型デイスポンズを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。		(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズを注射又は携帯型デイスポンズを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。
ア薬液が取り出せない構造であること		ア薬液が取り出せない構造であること
イ患者等が注入速度を変えられること		イ患者等が注入速度を変えられること
また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズを注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフエロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。		また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズを注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフエロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルビプロフェンアセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン塩酸塩製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること

イ患者等が注入速度を変えられることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロニンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分01 調剤料

(3) ~ (10) 略

C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアセチル製剤を注射又は携帯型デイスポンズ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式デイスポンズバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア薬液が取り出せない構造であること

イ患者等が注入速度を変えられることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型デイスポンズバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアークセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロニンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分01 調剤料

(5) 注射薬

ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1回の処方せん受付につき所定点数を算定する。

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンα製剤、インターフェロンβ製剤、グルカゴン製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びベパリンカルシウム製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸製剤」、「フェンタニル塩酸製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えられることができない注入ポンプ等に、必要に応じて交付した場合に限り、必要に充てて交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた

(5) 注射薬

ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1回の処方せん受付につき所定点数を算定する。

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンα製剤、インターフェロンβ製剤、グルカゴン製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びベパリンカルシウム製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸製剤」、「フェンタニル塩酸製剤」及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えられることができない注入ポンプ等に、必要に応じて交付した場合に限り、必要に充てて交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注

けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。